

千曲市告示第136号

千曲市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年11月20日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱の一部を改正する告示

千曲市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱（平成23年千曲市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条第6項」を「第6条第1項又は第2項」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準（所得の算定については、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）にあること。ただし、現に訓練促進給付金を受給している者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

第2条第2号中「1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上）」を「6月以上」に改める。

第3条中「かつ養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているもの」を「かつ、養成機関において6月以上のカリキュラムが予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）」に改め、同条後段を削る。

第5条の表中「令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合において、」を削る。

第7条第1項中「次」を「次の表」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

区分	添付書類
訓練促進給付金	(1) 申請者及びその扶養している児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項に規定する児童をいう。以下同じ。）の戸籍謄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
	(2) 次に掲げるいずれかの書類 ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し イ 申請者及びその者と同一世帯に属する者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち

	ち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。)及び生計維持児童(受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。)の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族に関する申立書(様式第11号)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。) ウ 申請者及びその者と同一世帯に属する者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族に関する申立書(様式第11号)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
	(3) 当該支給対象者及び当該支給対象者と同一世帯に属する者の地方税情報の取得に関する同意書(様式第2号又は様式第3号)
	(4) 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類
	(5) その他市長が必要と認める書類
修了支援給付金	(1) 訓練促進給付金の添付書類(1)から(3)に同じ。ただし、(1)の戸籍謄本については修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限り、住民票の写しについては修了日における状況を証明できるものに限る。 (2) 修業していた養成機関の長が発行するカリキュラムの修了を証明する書類 (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号中

「

(備考)

注 1 支給対象となるのは、支給申請の際に(修業を開始した日以後において)次の要件を全て満たす方です。

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父であること。
- ② 児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。
- ③ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- ④ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- ⑤ 当該資格を取得することが適職に就くために必要であると認められる者であること

2 准看護師養成機関修了後、看護師養成機関に進学予定がある場合は、「ある」に○をしてください。記載が無い場合は、「進学予定なし」とみなします。

3 修了支援給付金は、当初の全課程の修了後に申請してください。

」を

「

(備考)

」に

改める。

様式第 8 号中

「

- ① 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため
- ② 千曲市に住所を有しなくなったため
- ③ 養成機関への修業を取りやめたため
- ④ 児童扶養手当支給の所得要件を超えたため
- ⑤ 世帯を構成する下記の者に異動があったため

氏 名 (個人番 号)	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
	個人番号				
住 所	(〒 ー)			続 柄	

異動事由	
⑥ 准看護師養成機関終了後、引き続き看護師養成機関での修業が決定し継続して支給を受けるため	
⑦ その他()	

」を

「

① 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため				
② 千曲市に住所を有しなくなったため				
③ 養成機関への修業を取りやめたため				
④ 世帯を構成する下記の者に異動があったため				
氏名 (個人番号)	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日 (歳)	
	個人番号			
住所	(〒 —)		続 柄	
異動事由				
⑤ 准看護師養成機関終了後、引き続き看護師養成機関での修業が決定し継続して支給を受けるため				
⑥ その他()				

」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和6年11月20日から施行する。
- 2 この告示による改正後の千曲市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第2号、第3条、第5条の表及び様式第1号の規定は令和6年4月1日から、改正後の要綱第2条第1号、第7条第1項及び様式第8号の規定は令和6年8月30日から適用する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。